

道路・街路・河川事業一覧

土木部道路企画課(電話:457-2375)

道路保全課(電話:457-2425)

河川課(電話:457-2451)

1 維持修繕事業 安全・安心対策に重点配分 12,656,724 千円

主な事業

- ・道路・河川の小規模要望対応事業 1,996,000 千円
市民からの小規模要望への迅速な対応による市民満足度の向上
- ・原田橋整備事業 1,351,410 千円
橋りょう下部工、上部工など 平成 31 年度末完成予定
- ・橋りょう長寿命化事業 1,050,000 千円
法定点検及び点検結果に基づく 110 橋の橋りょう修繕
- ・橋りょう耐震補強事業 617,000 千円
緊急輸送路上に架かる橋長 15m以上の橋りょう等 10 橋の耐震補強工事など
- ・交通事故ワースト 1 脱出事業 517,000 千円
法定外表示(止まれ)の設置、交差点コンパクト化・カラー化など

2 整備事業 事業計画に基づき重点配分 7,120,835 千円

主な事業

- ・天竜川駅周辺整備事業 1,515,757 千円
JR 天竜川駅南北自由通路及び橋上駅舎の平成 29 年度内の完成に向けた整備
- ・都市計画道路整備事業 1,076,192 千円
都市内交通を円滑に処理する都市計画道路の整備
- ・浸水対策事業 955,504 千円
河川・排水路の改修、高塚川アクションプラン、土のうステーション制度など
- ・三遠南信自動車道関連整備事業 501,000 千円
三遠南信自動車道現道改良区間、浦川 IC アクセス道など国直轄事業との同調整備

3 国直轄道路事業負担金 2,270,333千円

- ・三遠南信自動車道整備(佐久間道路、青崩峠道路) 2,201,333千円
- ・国道1号交通安全施設整備等 69,000千円

4 事業費 22,047,892千円

(財源: 国 5,248,130千円、県 692,549千円、市債 6,321,300千円)

- ・維持修繕事業 12,656,724千円 (道路修繕、橋りょう耐震化、排水路修繕など)
- ・整備事業 7,120,835千円 (道路新設・改良、河川改良など)
- ・国直轄道路事業負担金 2,270,333千円 (国直轄事業に対する負担金)

道路・河川の要望に対する対応状況

土木部道路企画課(電話:457-2375)

道路保全課(電話:457-2425)

河川課(電話:457-2451)

1 目的

市民から寄せられる道路・河川等の要望のうち、小規模要望について重点的に対応するとともに、中規模要望についても優先度の高い事業について計画的に実施していくことで、より多くの要望（市民の声）に応え、市民満足度の向上に努める。

2 背景

- ・小規模要望は過年度未実施分の平成 28 年度末までの解消を目標に事業を進めており、計画どおり解消する見込みである。
- ・優先度の高い中規模要望の平成 27 年度末における残件数は 822 件である。

3 事業内容

(1) 定義

- ・小規模要望 300 万円以下の事業
- ・中規模要望 300 万超 5,000 万円以下の事業

(2) 小規模要望 1,996,000 千円

- ・平成 28 年度中に過年度受付の未実施分は解消
- ・平成 29 年度は引き続き現年受付分の早期実施を徹底

(3) 中規模要望 2,270,724 千円

- ・浜松市のみちづくりにおいて効果的な事業を実施し、効果の早期発現を目指す

4 事業費 4,266,724 千円（財源：市債 77,500 千円）

- ・工事請負費 3,731,500 千円
- ・その他 535,224 千円（委託料、補償金等）

交通事故ワースト1脱出事業

土木部道路企画課(電話:457-2375)

1 目的

浜松市交通事故ワースト1脱出作戦の一環として、交通事故発生割合が最も多く、かつ重大事故に繋がる危険性の高い交差点及び交差点付近について、交通事故を未然に防ぐ即効性の高い対策、区画線の修繕や緊急性の高い通学路の安全対策を実施する。

2 背景

浜松市の交通死傷事故件数は、人口10万人当たり換算すると、政令指定都市中ワースト1が続いている。このため、従来の取組に加え、市と関係機関等とで構成する浜松市交通事故防止対策会議において、平成27年度から平成29年度までの3年間の取組として、浜松市交通事故ワースト1脱出作戦を実施している。

3 事業内容

(1) 交差点リフレッシュ事業 100,000千円

- ・対策内容 道路法定外表示(止まれ)の設置等、交差点前後の区画線更新
- ・対策箇所 市内交差点約22,000か所に法定外表示を設置、同約14,000か所の区画線更新

(2) 交差点等事故削減対策 60,000千円

- ・対策内容 交差点改良等(交差点コンパクト化・カラー化、注意喚起の路面表示等)
- ・対策箇所 市内20か所
- ・スケジュール 平成28年7月 対策箇所の決定(20か所)
平成29年3月 対策内容の確定
平成29年4月～ 対策工事実施

(3) 幹線道路における事故危険箇所対策 176,000千円

- ・対策内容 幹線道路の事故危険箇所を対象とした交差点改良や路面表示等

(4) 生活道路等における通学路安全対策、ゾーン30対策 86,000千円

- ・対策内容 児童・生徒の安全な歩行空間等確保対策(歩道設置、側溝改良等)

(5) 自転車走行空間等整備事業 95,000千円

- ・対策内容 安全で快適な自転車利用環境の整備(道路路肩への自転車走行部分の明示等)

4 事業費 517,000千円(財源:国 156,200千円、市債 114,500千円)

※交通安全施設等整備・修繕事業 2,480,693千円の一部

- ・工事請負費 397,000千円
- ・委託料 54,000千円
- ・その他 66,000千円(土地購入費、補償金)

三遠南信自動車道関連整備事業

土木部道路企画課(電話:457-2375)

1 目的

三遠南信自動車道は、現在、国直轄事業として整備が進められているところである。

三遠南信自動車道の早期全線開通のため、直轄事業の進捗に必要な支援及び国道 152 号の現道改良区間の整備について、国と一体となって事業の推進に努める。

2 背景

・現道改良区間（国道 152 号 池島～大原）

平成 26 年 3 月に、(仮)水窪北 IC～(仮)佐久間 IC の区間の対応方針が示され、(仮)水窪 IC～(仮)佐久間 IC 区間は、国直轄事業による別線整備、(仮)水窪北 IC～(仮)水窪 IC 区間は浜松市による国道 152 号の現道改良とし、早期の事業効果発現を目指すこととなった。

・直轄事業関連整備（佐久間道路関連等）

佐久間道路（(仮)佐久間 IC～(仮)東栄 IC）は、平成 30 年度供用を目標として整備が進められており、(仮)佐久間 IC、(仮)浦川 IC へのアクセスルートについて、同調して整備を行う。

3 事業内容

(1) 国道 152 号（池島～大原）

- ・高規格幹線道路を繋ぐ道路規格を備えた 2 車線整備
- ・青崩峠道路と同調した供用を目標に早期工事着手に向け事業推進

(2) 直轄事業関連整備（佐久間道路等）

- ・(仮)浦川 IC 及び(仮)佐久間 IC へのアクセス道路となる国道 473 号、市道佐久間小田敷線等の拡幅改良及び防災対策
- ・国道 473 号（浦川）については、平成 28 年度に工事着手し、佐久間道路の供用に合わせて平成 30 年度までに狭隘区間 4 箇所での拡幅改良を目指す
- ・市道佐久間小田敷線についても、平成 28 年度に事業着手し、平成 30 年度完了を目指す

4 事業費 501,000 千円（財源：国 214,500 千円、県 110,000 千円、市債 157,900 千円）

- ・委託料 373,000 千円（橋りょう詳細設計、案内標識設計、環境調査等）
- ・補償、補填及び賠償金 80,000 千円（物件補償）
- ・工事請負費 40,000 千円（道路拡幅、防災対策）
- ・公有財産購入費 8,000 千円（用地買収）

橋りょう長寿命化事業

土木部道路保全課(電話:457-2425)

1 目的

市民生活の安全安心を確保するため、老朽化した橋りょうの計画的な点検、修繕を実施する。

2 背景

橋りょう等の道路施設の定期点検は、平成 24 年 12 月に発生した中央道笹子トンネル天井板落下事故を受けた道路法改正(平成 25 年 9 月施行)、省令及び告示の改正(平成 26 年 7 月施行)により 5 年に一度の点検が法定化された。

3 事業内容

(1) 橋りょう法定点検 357,000 千円

- ・平成 26 年度から、全橋りょうの 5 年に 1 回の法定点検に着手
- ・全体約 5,900 橋のうち、橋長 10m 以上の約 2,000 橋を外部委託、その他は職員点検により実施
- ・平成 29 年度は鉄道跨線橋、及び高速道路跨道橋等の点検に本格的に着手

<点検実施状況>

(単位:橋)

点検区分	定期点検(5年に1回の法定点検)				
	H26	H27	H28	H29	H30
累計	404	1,280	3,835	5,308	5,888
進捗率	7%	22%	65%	90%	100%

(2) 法定点検を受けた橋りょうの修繕

- ・Ⅲ判定(早期措置段階)の橋りょう修繕 693,000 千円
(修繕設計 270,500 千円、工事 422,500 千円)
- ・平成 29 年度は市道の小規模修繕(2,500 千円未満/橋)を中心に、110 橋について修繕を実施

4 事業費 1,050,000 千円

(財源:国 253,450 千円、県 4,450 千円、基金繰入金 579,000 千円、市債 49,500 千円)

※道路維持修繕事業 8,004,097 千円の一部

- ・委託料 627,500 千円(橋りょう法定点検、橋りょう修繕設計)
- ・工事請負費 422,500 千円(Ⅲ判定橋りょうの修繕)

原田橋整備事業

土木部道路保全課(電話:457-2425)

1 目的

平成 27 年 1 月に発生した天竜川右岸斜面崩壊により落橋した国道 473 号原田橋について、平成 31 年度末の供用を目標に新橋の整備を進め、地域住民及び道路利用者の安全安心を一日も早く確保する。

2 背景

- ・平成 24 年 4 月に吊橋のメインケーブルの一部が破断したことに伴い、平成 27 年度中の供用を目指して橋の架け替え工事を実施していたが、平成 27 年 1 月 31 日に天竜川右岸の斜面崩壊により原田橋が落橋した
- ・落橋に伴い、より安全な架橋ルートを検討し、平成 27 年 7 月 29 日に旧橋から約 200m 下流に新橋の整備を行う方針を決定
- ・現在、橋の代替として河川内仮設道路を供用している

3 事業内容・スケジュール

- ・平成 27 年度 落橋した旧橋・新橋の撤去工事
新橋再架設工事詳細設計
河川内仮設道路改良工事
- ・平成 28 年度 橋りょう下部工工事、落石対策工事、取合道路工事等
- ・平成 29 年度 橋りょう下部工工事、同上部工工事等
- ・平成 30 年度～31 年度 橋りょう下部工工事、同上部工工事、取合道路工事等
- ・平成 31 年度末 供用開始予定

4 事業費 1,351,410 千円

※道路維持修繕事業(国交付金事業、国県道単独事業) 5,083,482 千円の一部

(財源：国 676,500 千円、市債 498,100 千円)

- ・工事請負費 1,160,000 千円 (橋りょう下部工・上部工、仮設道路大規模修繕等)
- ・委託料 180,000 千円 (交通管理業務、仮設道路維持管理業務等)
- ・その他 11,410 千円 (用地取得費等)

舞阪駅駐輪場増設工事

土木部道路保全課(電話:457-2425)

1 目的

舞阪駅北口仮設駐輪場を正式な駐輪場として整備するとともに、南口に駐輪場を追加整備し、舞阪駅周辺の駐輪需要増大に対応する。

2 背景

舞阪駅周辺の駐輪需要が、既設駐輪場の容量を超過しており、過去、舞阪駅北口駐輪場から原動機付自転車が道路上へあふれる事例が見られた。

3 事業内容

(1) 設置規模

原動機付自転車駐輪場を2か所合計で30台～35台を増設する。

- ・北口新設駐輪場 面積約80㎡ 平面 屋根有 約20台
- ・南口新設駐輪場 面積約80㎡ 平面 屋根有 約10～15台

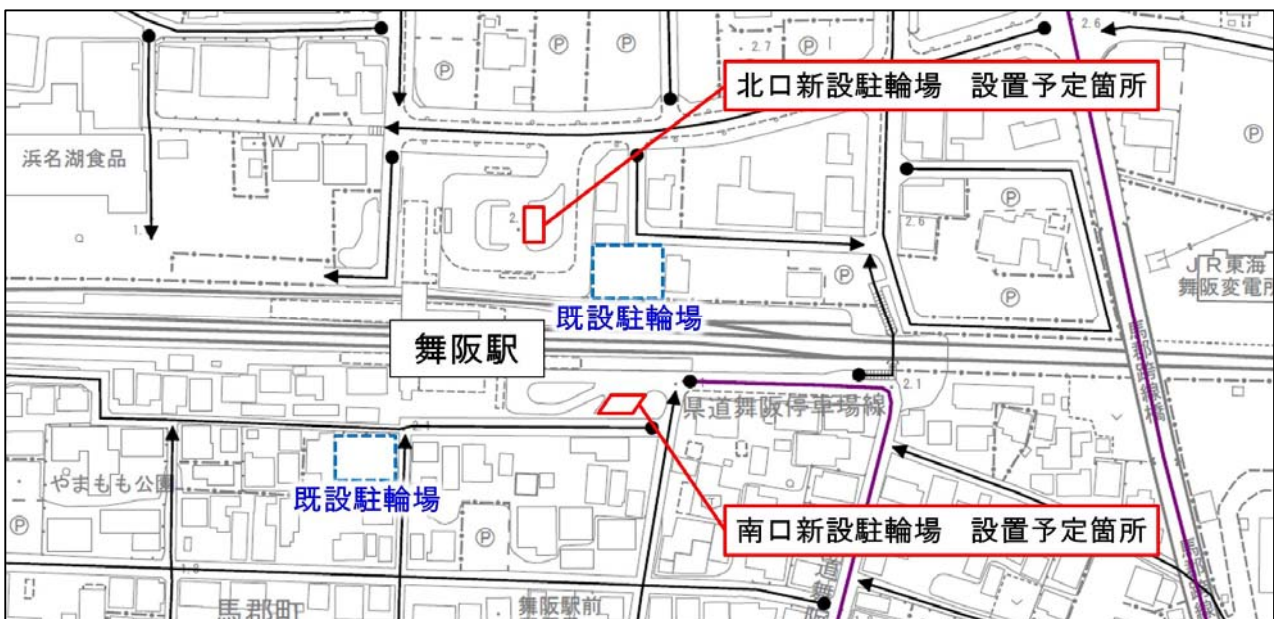
(2) 駐輪台数の状況

区分	北駐輪場	南駐輪場	北口新設	南口新設	合計
自転車	261台	331台			592台
原付	30台		約20台	約10～15台	約60～65台

4 事業費 6,900千円

※駐輪場維持管理事業 20,064千円の一部

- ・工事請負費 6,900千円 (駐輪場増設工事)



ポンプ場長寿命化事業

土木部河川課(電話:457-2452)

1 目的

平成 27 年度に策定したポンプ場長寿命化計画に基づき、老朽化の著しいポンプ場の長期保全工事及び施設更新を行うことで河川管理施設としての安全性を維持する。

2 背景

- 平成 27 年度にポンプ場施設の老朽化の度合に応じた健全度評価と社会的影響度評価を実施して、長期保全のスケジュールを含めた長寿命化計画を策定した
- 平成 28 年度に長寿命化工事に着手した西部排水機場は、昭和 46 年に築造されてから 46 年が経過しており、老朽化が著しい

3 事業内容

- (1) 西部排水機場長寿命化第 1 期工事 (平成 28 年度～平成 29 年度) 202,272 千円
- (2) 西部排水機場長寿命化第 2 期工事 (平成 29 年度～平成 30 年度)
債務負担行為 (新規) 311,000 千円 (平成 30 年度 : 311,000 千円)
- (3) 長寿命化計画

	H28	H29	H30	H31	H32	H33
西部排水機場	←					→
大塚排水機場			←			→
鴨江ポンプ場				↔		
東伊場排水路 ポンプ施設			↔	→		
海老塚 3 号排水路 ポンプ施設			↔			
船明排水機場			←			→
8 号川及び浜表 都市下水路樋門			↔			
横山第 1～第 3 排水ポンプ			←		→	
江平排水ポンプ ほか 3 箇所					←	→

4 事業費 202,272 千円

※ポンプ場等維持管理事業 378,513 千円の一部

- 工事請負費 202,272 千円 (西部排水機場長寿命化第 1 期工事)

高塚川流域浸水対策アクションプラン関連事業

土木部河川課(電話:457-2451)

1 目的

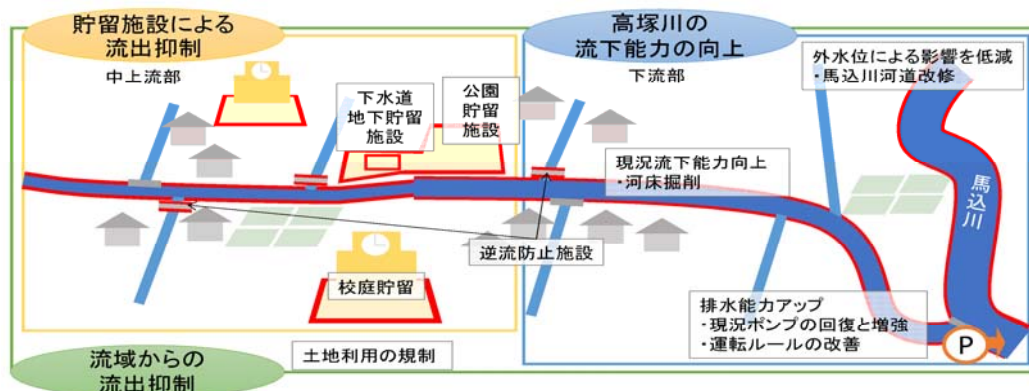
浸水被害の頻発箇所であり、平成 27 年 9 月の台風 18 号においても大きな被害が発生した高塚川流域において、河川改良、貯留施設の設置等の対策を実施し、平成 27 年 9 月の降雨規模に対し、今後 10 年を目処に床上浸水を概ね解消する。

2 背景

平成 27 年 9 月の豪雨では、浜松市南区の高塚川流域（新橋 1 号排水路及び篠原 15 号排水路の流域）において広範囲に浸水被害が発生した。このため、当地区を流域に含む馬込川の管理者である静岡県とも連携し協議会を立ち上げ、これまでに目標と具体的な対策メニュー（高塚川流域浸水対策アクションプラン）をとりまとめた。今後 10 年を目処に浸水被害軽減に向け、対策を実施していく。

3 事業内容

- (1) 高塚川河床掘削、ポンプ場増設概略設計（河川課） 62,000 千円
- (2) 校庭貯留施設整備測量・設計（新津小・新津中・可美中）（学校施設課） 12,000 千円
- (3) 可美公園貯留施設整備計画・設計（公園管理事務所） 10,584 千円
- (4) 排水路除草・水源転換対策等（農地整備課） 31,000 千円
- (参考) 高塚第一排水区雨水調整池整備（下水道工事課） 799,000 千円 ※下水道事業



4 事業費 115,584 千円

- ・工事請負費 72,000 千円（河床掘削、除草工事等）
- ・委託料 43,584 千円（校庭及び公園貯留施設設計、水源転換対策等）

※各課事業内訳

- かんがい排水整備市単独事業 109,421 千円の一部（農地整備課）
- 揚排水施設・樋門維持管理事業 104,959 千円の一部（農地整備課）
- 河川改良事業（単独事業）877,380 千円の一部（河川課）
- 公園施設改良事業 142,999 千円の一部（公園管理事務所）
- 小学校施設整備事業 835,756 千円の一部（学校施設課）
- 中学校施設整備事業 390,831 千円の一部（学校施設課）

都市計画マスタープラン等策定事業

都市整備部都市計画課(電話:457-2363)

1 目的

都市計画法第6条に基づく都市計画基礎調査、及び都市計画法第6条の2による都市計画区域マスタープラン、都市計画法第18条の2に基づく都市計画マスタープランの策定を行う。

2 背景

- ・第4次地方分権一括法に伴い、都市計画区域マスタープラン策定権限が都道府県から政令指定都市へ移譲
- ・平成27年度からスタートした、30年後(平成57年)の未来の理想像を示した新・総合計画と調整を図り、コンパクトシティの実現に向けた都市計画マスタープランを策定

3 事業内容

(1) 新・都市計画マスタープラン調査検討事業

- ・全体構想方針策定

現行の都市計画マスタープランについて、最新の都市計画基礎調査等に基づく現況データの更新や課題の検証、平成22年度以降の総合計画策定、立地適正化計画検討などの状況を踏まえた方向性の検証及び修正を行い、将来都市構造の実現に向けた分野別および戦略の方針についてまとめる。

- ・地域別構想区域検討

地域別構想の検討(平成30年度)に先立ち、区制度の検討状況との調整を図りながら、一体の地域として捉える区域について研究する。

(2) 都市計画区域マスタープラン調査検討事業

- ・都市計画基礎調査の実施

建物利用に関するデータ(用途、階数、構造、建築面積、延床面積、耐火構造種別)及び現況調査を基に、都市内の建物利用状況を把握し、土地利用計画との整合を評価)

4 事業費 23,373千円

※新・都市計画マスタープラン調査検討事業9,973千円及び都市計画区域マスタープラン調査検討事業13,400千円の合計

- ・委託料 23,373千円(全体構想方針策定、都市計画基礎調査等)

5 スケジュール

- ・平成30年度 都市基本計画作成(都市計画区域マスタープラン策定方針作成)、地域別構想検討
- ・平成31年度 都市計画区域マスタープラン・都市計画マスタープラン原案作成、都市計画区域マスタープラン都市計画手続き(平成31年度～平成32年度)
- ・平成32年度 都市計画区域マスタープラン都市計画決定・告示、都市計画マスタープラン公表

〈新規〉都市再開発方針見直し検討事業

都市整備部都市計画課(電話:457-2363)

1 目的

立地適正化計画等との連携により、拠点における民間活力の誘導を図るため、都市計画に定める都市再開発方針(都市計画法7条の2)の見直しを行う。

2 背景

- ・立地適正化計画調査検討事業では、各交通結節点における拠点機能の向上等を図るため、都市機能誘導区域を検討しているが、平成16年4月決定の都市再開発方針は、浜松駅中心部のみの位置付けとなっている
- ・拠点機能の向上等には、民間活力との連携・協調は重要であり、まちづくり手法を広く活用することで、地域の活性化につながるため本計画の見直しが必要

3 事業内容

- ・都市計画変更原案の作成

都市再開発に関する特性の整理をしつつ、立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域のうち、市街地再開発を促進すべき地区を抽出し、地区毎について、地域特性を活かした再開発の整備方針及び事業効果を整理する。

4 事業費 7,600千円

- ・委託料 7,600千円(現況整理、地区毎の整備方針案等作成など)

5 スケジュール

- ・平成29年度 都市再開発方針の見直し検討
- ・平成30年度 都市計画図書作成
- ・平成31年度～ 都市計画手続き(平成32年度末 告示)

立地適正化計画調査検討事業

都市整備部都市計画課(電話:457-2363)

1 目的

人口減少・高齢社会へ対応する集約型都市構造の実現に向けた、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を策定する。

2 背景

- ・平成 26 年 8 月 1 日施行の都市再生特別措置法の一部を改正する法律により、市町村において居住及び都市機能の誘導区域や施策等を内容とする立地適正化計画の策定が可能となる
- ・当計画策定により、国からの財政・金融・税制上の支援が見込まれ、集約型都市構造の実現による、持続可能な行政経営が期待される

3 事業内容

平成 27・28 年度に検討した「立地の適正化に関する基本的な方針」及び「居住誘導区域の設定方針」等に基づき、下記内容の調査・分析・立案等を行う。

(1) 居住誘導区域の具体的区域の設定

- ・公共交通等の生活利便性が良い地域等に誘導区域を設定
- ・新東名浜松 SA スマート IC 周辺の新たな産業集積に対応した誘導区域を検討

(2) 居住誘導区域内外で講ずべき施策の設定

- ・誘導区域内への居住を促進するための施策・措置等について、効果、実効力、実現性等を勘案しながら設定

(3) 立地適正化計画の素案作成、進捗管理手法の立案

(4) 計画の市民等合意形成に向けた説明用資料の立案

※ 平成 30 年度に関係機関調整、意見聴取を行い、計画策定・公表予定

4 事業費 11,700 千円(財源:国 3,900 千円)

- ・委託料 11,700 千円(素案作成、説明資料案作成)

〈新規〉大規模既存集落制度改正基礎調査事業

都市整備部土地政策課(電話:457-2643)

1 目的

市街化調整区域における開発許可制度の運用基準（以下、「運用基準」という。）と平成30年度策定予定の立地適正化計画は密接な関係性があることから、計画の策定作業と並行して、市街化調整区域においても地域の構造や特性を反映した規制・誘導を行うため、地域の特性にあった基準を盛り込んだ、運用基準の見直しを行う。

2 背景

- ・市街化調整区域における開発許可制度の基本方針を平成20年度に策定
- ・平成27年度から、改正都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画策定に向けた調査等を都市計画課が実施
- ・現在の運用基準は平成20・26年度に見直し作業を行い、定期的に改正を行っているが、社会経済情勢の変化に伴う計画的な土地利用を図るための規制誘導策の検討が必要

3 事業内容

(1) 集落制度：縁辺8地区※及びその周辺の大規模既存集落エリアの実態の把握

- ・各縁辺エリア内及びその周辺の日常生活に必要な機能の立地状況（空き店舗を含む）、公共交通機関や公共施設の整備状況の調査
- ・各エリア内における空き家の状況、共同住宅・長屋住宅の供給量と空き室状況の実態調査

※縁辺8地区：①三方原、②浜名・積志、③笠井、④長上、⑤入野・可美、
⑥可美・江西・新津、⑦白脇1、⑧白脇2

(2) 遠鉄駅周辺（西ヶ崎、積志、さぎの宮、自動車学校前）の土地利用実態の把握

- ・居住系機能・空き家・空き店舗を含む日常生活に必要な機能の立地状況の調査
- ・道路、下水道等公共施設の整備状況調査
- ・駅や道路の利用状況調査

(3) スケジュール

平成30年度：運用基準案作成、関連条例改正

浜松市市街化調整区域における開発区域等を定める条例

浜松市住民協議による土地利用の推進及び調整に関する条例

浜松市地区計画等の案の作成手続に関する条例

平成31年度：運用開始

4 事業費 6,756千円

- ・委託料 6,756千円（現況調査）

浜松駅南口周辺改良事業

都市整備部交通政策課(電話:457-2441)

1 目的

浜松駅南口駅前広場周辺の自動車交通混雑の緩和を図り、安全で快適な道路空間を確保する。

2 背景

- ・平成 24 年 7 月に浜松駅周辺の将来の姿を示す「浜松駅周辺改良基本構想」を策定
- ・浜松駅南口駅前広場周辺は、送迎車両、大規模店への来店・退出車両、荷捌き車両、大型バス、タクシー等の様々な種類の自動車が通行し自動車交通混雑が発生しており、歩行者は、この混雑の中を行き交う状況にある
- ・東海旅客鉄道株式会社から浜松駅南口用地を取得、また、駅南地下駐車場のバリアフリー化及び短時間駐車無料による送迎機能付加等、混雑緩和に向けた事業を実施

3 事業内容

(1) 市道砂山菅原外道路改良事業

自動車交通流の円滑化、駅南地下駐車場利用促進、歩道拡幅

(2) 浜松駅南口駅前広場改良事業

砂山 17 号線歩道改良、駐停車両抑制対策

4 事業費 80,328 千円(財源:国 26,910 千円、市債 19,700 千円)

※総合交通計画推進事業 86,774 千円の一部

- ・工事請負費 76,200 千円(道路改良工事等)
- ・補償、補填及び賠償金 2,400 千円(地下埋設物復旧)
- ・委託料 1,728 千円(駅前広場詳細設計)



位置図

ICTシステムによる地域バス等実証運行事業

都市整備部交通政策課(電話:457-2441)

1 目的

公共交通空白地において運行している地域バス及び NPO タクシー（以下、「地域バス等」という。）について、利用しやすい必要な生活の足として、また、地域振興に必要な公共交通として事業を再構築するため、ICTシステムを活用した地域バス等の実証運行事業を実施する。

2 背景

- ・現状の地域バス等は、地域住民の交通機関として運行されており、インバウンドを含めた来街者に利用しやすい環境ではない
- ・地域バス等事業者において、事業収支の改善が喫緊の課題である

3 事業内容

(1) 「地域公共交通活性化研究会」の設置

導入する ICT システムの技術検討や地域公共交通体系全般にわたり検討するため、学識経験者や交通事業者、NPO 法人などによる研究会を設置

(2) 実証運行事業

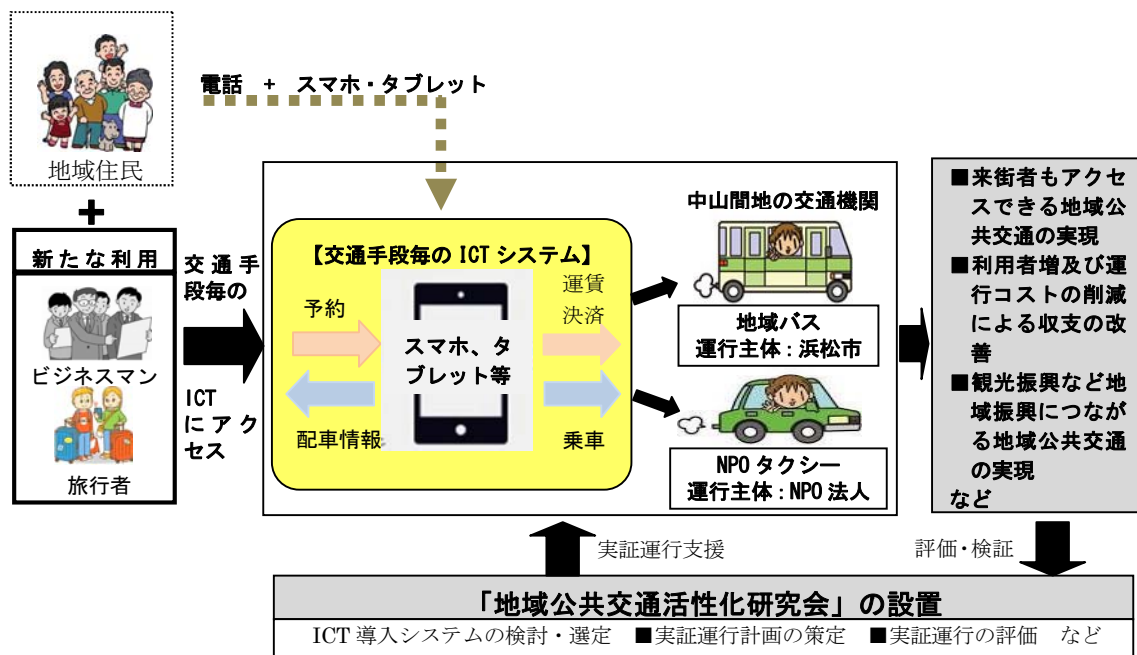
2 年間の実証運行事業を行い、効果と課題などを抽出し、地域バス等を組み合わせた効率的な中山間地域の交通体系を検討するため実施

4 事業費 3,589 千円

※バス交通等対策助成事業 238,930 千円の一部

- ・使用料及び賃借料 2,160 千円 (ICT システムリース料)
- ・負担金補助及び交付金 800 千円 (NPO 法人実証運行事業補助金)
- ・その他 629 千円 (報償費、旅費)

【ICTシステムの活用イメージ】



旭・板屋A地区第一種市街地再開発支援事業

都市整備部市街地整備課(電話:457-2342)

1 目的

JR 浜松駅北口に近接する立地を活かし、政令指定都市として個性と風格ある「浜松の顔」を創出するため、市街地再開発事業により土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、多様な都市機能を持つ拠点を整備し、中心市街地の活性化に寄与する。

2 背景

- ・当地区は、先行開発された B、C 地区より駅前側に位置する未開発の地区
- ・浜松の顔にふさわしい駅前機能への転換が急務

3 事業内容

(1) 事業概要

事業位置 浜松市中区旭町・板屋町地内

施行者 旭・板屋 A-1 地区第一種市街地再開発事業個人施行者

旭・板屋 A-2 地区市街地再開発組合

(2) 施設概要

区分	A-1 地区	A-2 地区
地区面積	約 2,200 m ²	約 7,800 m ²
延床面積	約 8,000 m ²	約 43,000 m ²
主要用途	ホテル、店舗、業務施設、駐車場	住宅、店舗、業務施設、駐車場



4 事業費 1,648,000 千円 (財源: 国 824,000 千円、市債 741,600 千円)

- ・負担金補助及び交付金 1,648,000 千円 (市街地再開発事業費補助金)

5 スケジュール

- ・平成 27 年度: 都市計画変更、現況測量等
- ・平成 28 年度: 再開発組合等設立、事業計画認可、権利変換計画作成、建築設計 (公共施設整備設計)
- ・平成 29 年度: 権利変換計画認可、建築工事着手
- ・平成 30 年度: A-1 地区建築工事竣工 (公共施設整備工事着手、一部完了)
- ・平成 31 年度: A-2 地区建築工事竣工 (公共施設整備完了)

〈新規〉常盤町西街区優良建築物等整備支援事業

都市整備部市街地整備課(電話:457-2342)

1 目的

遠州鉄道の遠州病院駅前の立地を活かし、中心市街地の活性化に関する法律に基づく中心市街地共同住宅供給事業の認定を伴う優良建築物等整備事業により、土地利用の高度化、市街地環境の向上及び都心居住の推進を図り、中心市街地の活性化に寄与する。

2 背景

- ・本地区は、遠州鉄道の遠州病院駅に近接
- ・JA静岡厚生連 遠州病院が、平成19年に移転後、跡地利用が進展していない

3 事業内容

(1) 事業概要

- ・事業位置 浜松市中区常盤町地内
- ・施行者 大和ハウス工業株式会社静岡支店、株式会社スズキビジネス

(2) 施設概要

- ・敷地面積 約 2,800㎡
- ・延床面積 約 18,200㎡ (予定)
- ・主要用途 住宅、都市福祉施設、駐車場

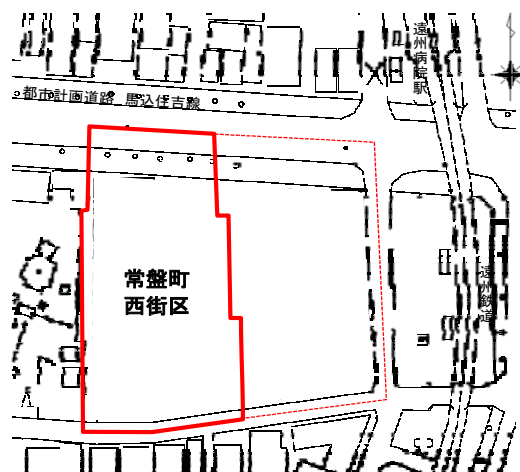
4 事業費 68,000千円 (財源:国 34,000千円)

- ・負担金補助及び交付金 68,000千円 (市街地再開発事業費補助金)

5 スケジュール

- ・平成28年度: 中心市街地の活性化に関する法律に基づく中心市街地共同住宅供給事業の事業認定
- ・平成29年度: 建築工事着手
- ・平成31年度: 建築工事竣工

位置図



天竜川駅周辺整備事業

土木部道路企画課（電話：457-2432）

1 目的

駅周辺や駅アクセス道路などの整備により、公共交通利用の結節機能の向上を図るとともに、周辺地域住民の日常生活における利便性を高め、暮らしやすい地区環境を創出する。

2 背景

- ・天竜川駅には北側改札口しかなく、駅南地域からの利用者は迂回をしている状況
- ・当該駅はバリアフリー法に基づく対策が未実施

3 事業内容・スケジュール

平成24年度～25年度 JR協議等

平成26年度～30年度 自由通路・駅舎等詳細設計及び整備工事

平成29年度 自由通路・駅舎供用開始予定

平成30年度 駅前広場等供用開始予定

スケジュール(予定)	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
JR協議・調整	←→		○工事協定				
自由通路・駅舎詳細設計			←→				
仮駅舎工事				←→			
自由通路・駅舎新設工事					←→		○供用開始
駅前広場整備等			←→				○

4 事業費 1,515,757千円（財源：国 789,066千円、市債 581,000千円）

※国交付金事業1,434,667千円及び単独事業81,090千円の合計

- ・南北自由通路・橋上駅舎化 1,194,667千円 JR東海工事委託（自由通路・駅舎新設工事）
- ・南口駅前広場 28,090千円 駅前広場・駐輪場整備
- ・天竜川駅前線（北口駅前広場）293,000千円 駅前広場・駐輪場整備、用地補償

もりもり ふれあいの森守促進事業

都市整備部緑政課(電話:457-2597)

1 目的

市街化区域及び隣接する市街化調整区域において残された緑地を保全するために、市民の緑地保全に対する意識の醸成を図ることにより、市民の自主的な活動を定着化させ、生活に身近な都市部の緑地の保全を図る。

2 背景

- ・富塚椎ノ木谷地区の特別緑地保全地区において、市誘導型の先行事例がある
- ・高林住吉地区の市民の森において、高林住吉市民の森愛護会が発足し、平成28年度森守方針を作成

3 事業内容

- ・森守活動計画作成事業

高林住吉地区の市民の森における森守方針に沿った具体的な活動計画及び活動資金の調達方法を検討

- ・(新規) もりメイト育成事業

市民協働による緑地保全事業の核となるボランティアを育成するための連続講座を開催し、5年間の実施で延べ100名のボランティアの育成を目指す

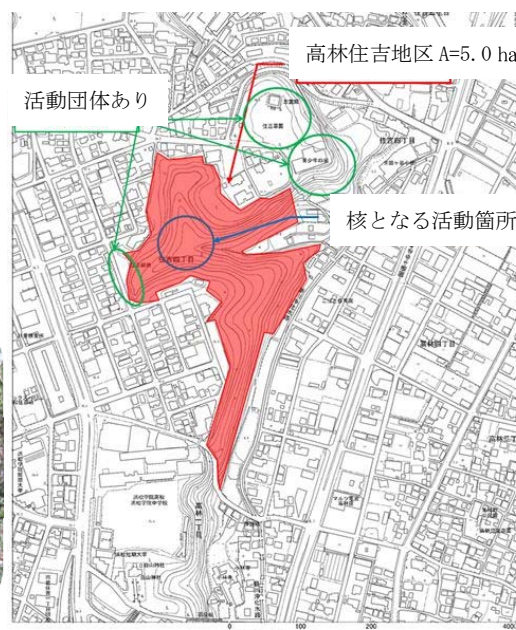
講座内容 講義：ボランティアの意義や都市の緑、生物多様性について

実習：植生調査、下刈り、間伐、竹林整備、自然工作 など

4 事業費 1,900千円

※緑地保全事業(単独事業)24,802千円の一部

- ・委託料 1,900千円(森守活動計画作成事業、もりメイト育成事業)



現況写真・位置図

緑の基本計画策定事業

都市整備部緑政課(電話:457-2597)

1 目的

浜松市の緑の将来像、目標、施策などを定めることにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施する。

2 背景

- ・本計画は都市緑地法第4条に規定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の位置づけ
- ・現計画は、平成31年度末までの10年間を計画期間として策定

3 事業内容

(1) 計画概要

浜松市緑の基本計画

- ・期 間：平成32年度から平成36年度(5年間)
- ・内 容：緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定めた基本計画

(2) 業務内容

地域現況調査(自然条件、社会状況、関係計画等の整理)

緑被現況調査

市民アンケート調査

4 事業費 6,076千円

- ・委託料 6,000千円(緑の現況調査、市民アンケート)
- ・旅費 76千円(策定委員会委員長との調整)

5 スケジュール

- ・平成28年度 策定方針の作成
- ・平成29年度 基礎資料作成のための現況調査
- ・平成30年度 計画(案)策定
- ・平成31年度 市民フォーラム開催、パブリックコメント実施、計画公表

旧鈴木家屋敷跡公園整備事業

都市整備部公園課(電話:457-2351)

1 目的

寄附を受けた旧鈴木家屋敷跡を活用し、住民との協働により、都市公園として整備する。

2 背景

- ・平成 22 年 12 月に寄付の申入れ。浜松市へ所有権移転完了
- ・寄附後 5 年を経て地域住民は早期開園を望んでおり、平成 26 年度に屋敷内の一部を市民に開放

3 事業内容

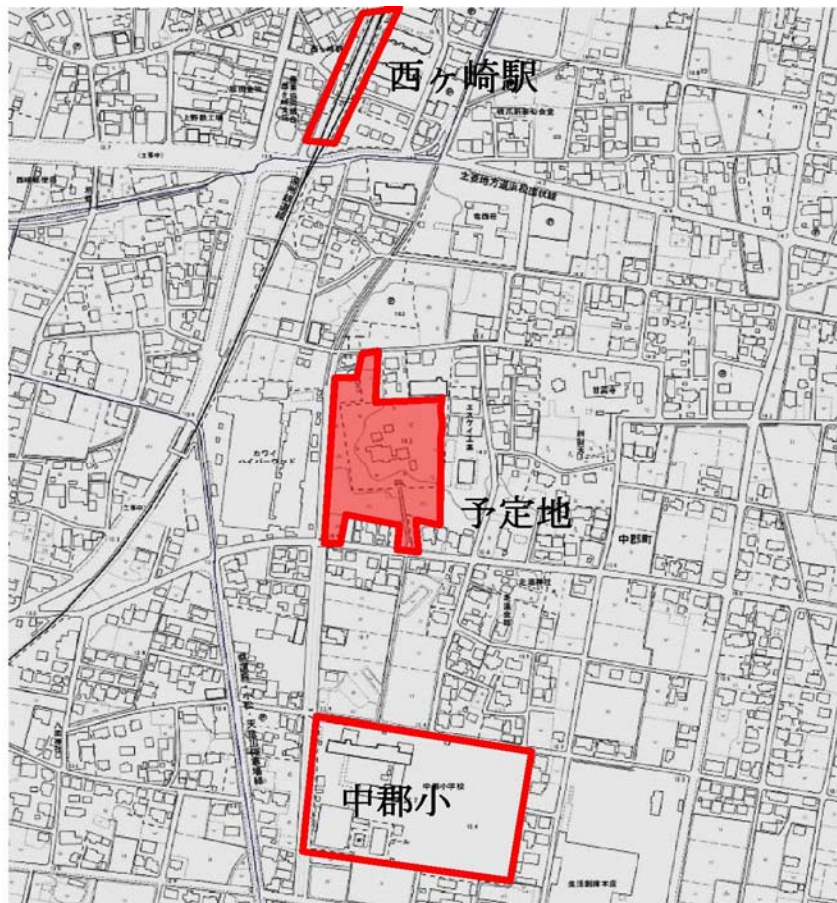
トイレや駐車場等の整備工事、屋敷門の設計委託（実施設計）及び改修工事（RCによる耐震補強工事、建具修復工事、屋根補修工事）

4 事業費 39,620 千円

※公園整備事業（単独事業）82,304 千円の一部

- ・工事請負費 38,611 千円（屋敷門改修工事、トイレ、駐車場整備等）
- ・委託料 950 千円（実施設計、工事監理）
- ・その他 59 千円（手数料、水道加入負担金）

位置図



浜松城公園整備事業

都市整備部公園課(電話:457-2353)

1 目的

「徳川家康公ゆかりの出世城ー浜松城」として価値の顕在化を図り、歴史的魅力を向上させる。

2 背景

- ・南エントランスゾーンは、平成 28 年度に実施設計を行い、平成 29 年度までに完了を目指す社会資本整備計画の掲載事業
- ・土堀は、平成 26 年 3 月天守門完成時に延長 18mを設置し、浜松城本来の風格や、威厳を創出するため延長する

3 事業内容

(1) 南エントランスゾーン整備工事

園路整備、本丸南石垣の保全、トイレ整備等

(2) 土堀延長整備事業

実施設計(南側 L=53m)

(3) 富士見櫓等整備事業

北側周辺の土に埋もれた箇所石垣調査、富士見櫓現存時の建築部材等の残存遺構の確認、土堀内側の武者走りや雁木の構造把握、地盤高の確認等

(4) 石垣調査事業

天守閣周辺の石垣の記録保存

4 事業費 71,247 千円(財源:国 20,000 千円、市債 18,000 千円)

- ・工事請負費 41,500 千円(南エントランス整備)
- ・委託料 28,892 千円(土堀延長実施設計、石垣発掘調査等)
- ・その他 855 千円(謝礼、電柱移設等)



公園施設長寿命化事業

都市整備部公園管理事務所(電話:473-1829)

1 目的

都市公園における公園施設について、今後進行する老朽化に対する安全対策の強化および改築・更新費用の削減と平準化を図る観点から、適切な施設点検、維持補修費等の予防保全的な管理の下で、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な改築・更新を図る。

2 背景

- ・開設後20年以上経過した公園が全体の45%以上を占め、全体的な施設転換が必要
- ・都市公園に対する、公園施設長寿命化計画の策定と計画的な施設補修等を国が推進

3 事業内容

(1) 一般公園施設点検業務

平成29年度は、都田総合公園の健全度調査を実施し、平成30年度の一般公園施設の長寿命化計画策定を目指し、施設点検業務を継続実施

(2) 遊戯施設長寿命化対策工事

平成24年度策定の遊戯施設の長寿命化計画に基づき、平成29年度から長寿命化対策工事を実施

- ・遊戯施設更新・補修予定公園 (7か所)

遠州浜公園、篠ヶ谷北公園、弥生ヶ丘公園、高丘もみじ公園、上西第一公園、上新屋第一公園、頭陀寺第一公園

4 事業費 50,000千円(財源:国 25,000千円)

- ・工事請負費 30,000千円(更新工事)
- ・委託費 20,000千円(健全度調査)

いのちのふれあいゾーン整備事業

都市整備部動物園(電話:487-1122)

1 目的

平成 27 年度策定の浜松市動物園再生基本計画に基づき、動物たちのいのちのすばらしさ、大切さを楽しく学べる、市内唯一の教育施設とするため、エントランス付近にいのちのふれあいゾーンを整備し、教育的効果の向上を図る。

2 背景

- ・浜松市動物園は、昭和 58 年に西区館山寺町に移転後 30 年以上が経緯し、獣舎やインフラ施設が老朽化している
- ・ワシントン条約や検疫等の法的規制により導入困難な動物種の増加や、欧米諸国の先進動物園での飼育管理基準が当園は適合していない
- ・近年持ち直しの傾向はみられるが、昭和 58 年の西区館山寺町への移転時をピークに入園者数は減少傾向

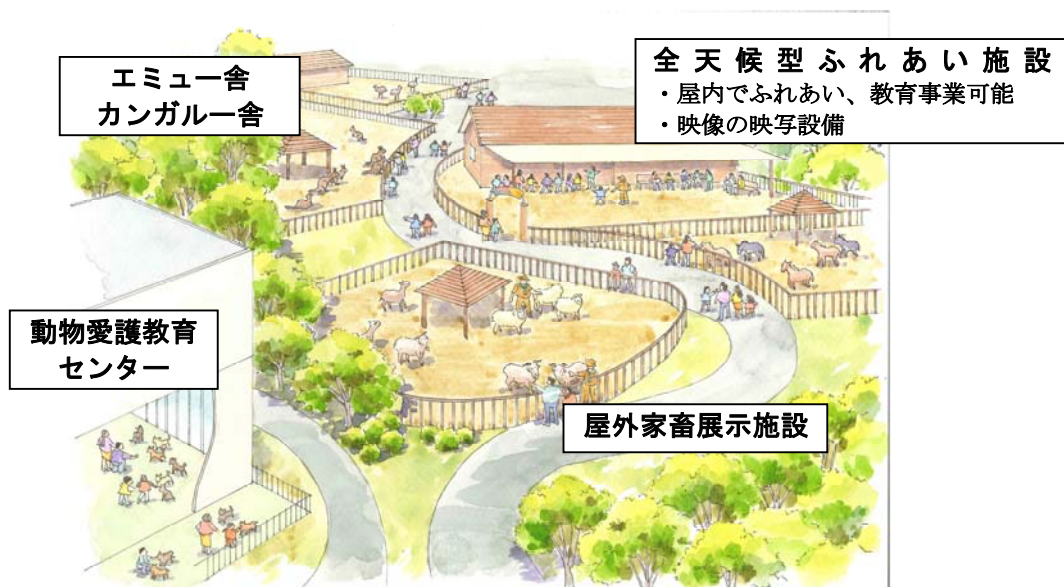
3 事業内容

- ・基本設計委託
- ・地質調査委託

4 事業費 18,474 千円

- ・委託費 18,474 千円 (基本設計、地質調査)

イメージ図



5 スケジュール

- ・平成 29 年度 基本設計、地質調査
- ・平成 30 年度 実施設計
- ・平成 31 年度 整備工事

多世帯住まい支えあい事業

都市整備部住宅課(電話:457-2460)

1 目的

近年の少子高齢化、人口減少社会など社会情勢を受け、子育て世代の生活基盤の安定や出生率向上を目指している中、住まいづくりの視点から、多世帯が支えあう同居等を促進することにより、安心感のある子育て環境づくりを進める。

2 背景

- ・ 国勢調査では、市内世帯数が約 30 万世帯へと増加しているが、持家の三世帯同居世帯は、平成 22 年 25,797 世帯から平成 27 年は 21,236 世帯へ減少している
- ・ 各種調査では、小学生の親は、放課後の子供の居場所を自宅や祖父母のところに求めており、また、高齢者が孫の面倒をみることに生きがいを感じる割合も高いことが見受けられ、ニーズの合致傾向が見られる

3 事業内容

(1) 家族支えあい環境支援補助金 29,000 千円

同居等に係る、住宅新築・購入・増築・改修費用、引越し等費用、解体費用の助成

区分	住宅新築・購入 ※市街化区域のみ	住宅増築・改修	引越し・借家礼金 借家仲介手数料	従前住居解体 ※旧耐震基準のみ
助成額	400千円	400千円	100千円	500千円

支援対象：同居及びみなし同居世帯

- ・ 同居 親世帯、子世帯で構成される家族が、同一敷地内（同一住戸）に居住
- ・ みなし同居 ごく身近に行き来できる距離内に親世帯、子世帯で構成される家族が居住
※子世帯は、小学生以下の子を必ず含む

(2) 市営住宅における支援 1,000千円

- ・ 入居への配慮
親世帯・子世帯の同居等の事由のある者の入居を優先し当選確率を 2 倍、住替えにも配慮
- ・ 設備への配慮
親世帯に対し、手摺及び玄関段差解消簡易スロープを設置 100 千円×10 件

(3) その他

- ・ 多世帯住まいに関する講演会の開催 327 千円
- ・ 専用電話による住まいの相談の総合案内窓口を住宅課内に設置 242 千円

4 事業費 30,569 千円 ※住まいづくり推進事業 30,870 千円の一部

- ・ 負担金補助及び交付金 29,000 千円 (家族支えあい環境支援補助金)
- ・ 需用費 1,484 千円 (市営住宅手すり設置費、講演会チラシ印刷製本等)
- ・ その他 85 千円 (講演会講師謝礼、講演会会場借上)

西消防署庄内出張所耐震補強工事

消防局消防総務課(電話:475-7524)

1 目的

西消防署庄内出張所について、耐震補強工事を実施することにより、震災時の被害を軽減し、防災拠点施設としての機能維持を図る。

2 背景

- ・西消防署庄内出張所は昭和53年に建築され、築38年が経過
- ・発生が危惧されている南海トラフ巨大地震に備え、緊急的に耐震対策を講じる必要がある

3 事業内容

(新規) 西消防署庄内出張所耐震補強工事に係る耐震補強計画、実施設計

(1) 施設概要

- ・場所 浜松市西区庄内町3番地の1
- ・構造 鉄筋コンクリート造2階建
- ・規模 敷地面積 1,930.4 m²、延床面積 570.4 m²

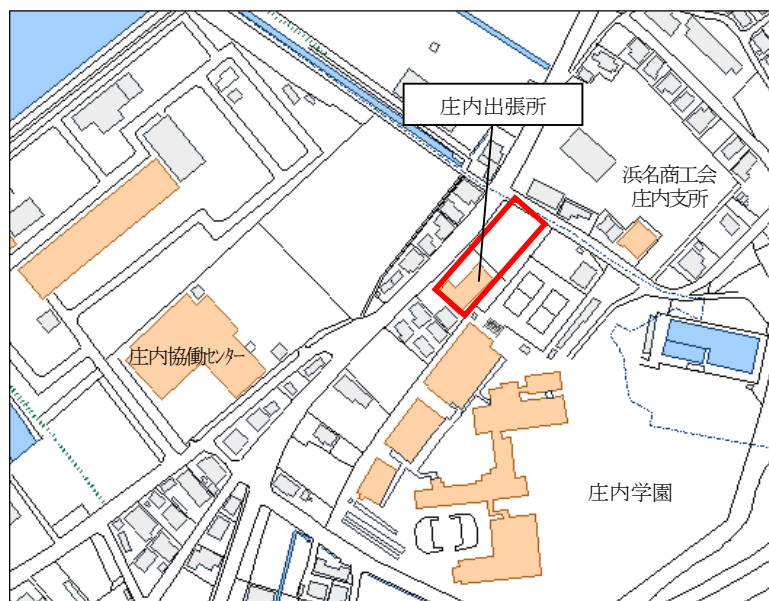
(2) スケジュール

平成29年度 耐震補強計画、実施設計
平成30年度 耐震補強工事

4 事業費 8,192千円(財源: 県 3,644千円、市債 1,800千円)

※消防庁舎整備事業43,897千円の一部

- ・委託料 8,192千円(耐震補強計画、実施設計)



南消防署芳川出張所建設事業

消防局消防総務課(電話:475-7524)

1 目的

均衡のとれた効果的な消防救急体制を実現するため、芳川出張所へ飯田出張所を統合し、芳川出張所に新たに救急隊を配備することで、救急体制の強化を図る。

2 背景

東南部地域は、直近の芳川・飯田出張所に救急隊の配置がないため、近隣の消防署所（東消防署・相生出張所・白脇出張所）の救急隊が対応している。

3 事業内容

(1) 施設概要

- ・場所 浜松市南区四本松町 44 番地
- ・構造 鉄骨造 2 階建て
- ・規模 敷地面積 2,367 m²、延床面積 830.06 m²(訓練施設含む)、40 m³型耐震性貯水槽設置
- ・配置人員 消防職員 24 名
- ・配置車両 水槽付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、遠距離・大量送水車両 2 台など

(2) スケジュール

- 平成 27 年度 測量、鑑定、土地購入
 - 平成 28 年度 実施設計、地質調査、造成工事
 - 平成 29 年度 造成・建設工事
 - 平成 30 年度 運用開始(4 月)、敷地外構工事
- ※統合により飯田出張所は平成 29 年度末廃止

4 事業費 352,741 千円(財源:国 2,693 千円、県 897 千円、市債 317,200 千円)

- ・工事請負費 324,996 千円(建築、造成、電気・機械設備、指令管制システム整備)
- ・備品購入費、需用費 14,700 千円(初度調弁費)
- ・委託料 12,574 千円(工事監理)
- ・その他 471 千円(仮使用許可手数料、完了検査手数料等)

5 債務負担行為

- ・事項 南消防署芳川出張所建設事業費
- ・期間 平成 29 年度から平成 30 年度まで
- ・限度額 75,696 千円

消防ヘリコプターホイスト装置の購入

消防局警防課(電話:475-7531)

1 目的

消防ヘリコプターで行う吊上げ救助の必須装置であるホイスト装置一式を2台保有することにより、迅速な救急救助の活動態勢とし、市民の安全・安心のための体制を強化する。

2 背景

国土交通省の基準改定（平成28年6月）により、ホイスト整備期間が延長となったため、2台体制にてホイスト未装備期間の解消を図る。

3 事業内容

ホイスト装置一式2台目の購入



ホイスト装置（電気駆動ウインチ）

荷物、人員の昇降用に設計されており、航空隊では災害救助活動時に隊員や要救助者の昇降等に使用

- ・最大許容荷重 249 kg
- ・ケーブル作動長 88m

4 事業費 94,619 千円（財源：市債 94,600 千円）

※消防航空隊運営維持管理事業 218,042 千円の一部

- ・公有財産購入費 94,619 千円（ホイスト装置一式）

浜松第 17 分団庁舎移転改築事業

消防局消防総務課(電話:475-7523)

1 目的

現分団庁舎は、築 39 年以上経過し、老朽化しているため、旧五島小学校敷地内に移転することで施設の更新と借地契約解消を図る。

2 背景

既存敷地は借地であり、敷地狭あいのため、参集時の消防団員の駐車場が確保できない。

3 事業内容

(1) 施設概要

- ・場所 浜松市南区西島町 510 番地の 3 (旧五島小学校敷地内)
- ・構造 鉄骨造 2 階建
- ・規模 敷地面積 498 m²
延床面積 140.87 m²

(2) スケジュール

- 平成 27 年度 基本構想 (庁内調整)
- 平成 28 年度 地質調査、基本・実施・解体設計、敷地測量 (移転先敷地)
- 平成 29 年度 改築工事、運用開始 (12 月中旬予定)
- 平成 30 年度 既存庁舎等解体工事、敷地測量 (既存敷地)

4 事業費 70,477 千円 (財源:市債 69,000 千円)

※消防団庁舎整備事業 75,937 千円の一部

- ・工事請負費 66,834 千円 (建築、電気設備、機械設備)
- ・委託料 2,223 千円 (工事監理、地目変更登記)
- ・その他 1,420 千円 (初度調弁費、完成検査手数料、引越手数料等)



消防団充実強化事業

消防局消防総務課(電話:475-7523)

1 目的

東日本大震災や熊本地震などの大規模災害における教訓から、常備消防に加えて消防団にも救助・応急救護活動が求められるようになったことより、救助救急用資機材の整備や専門的な知識と技術を備えた消防団員の育成を行う。

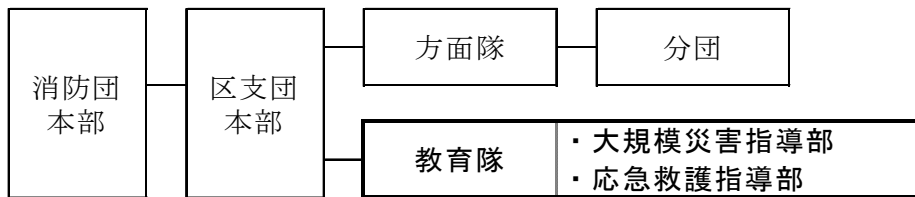
2 背景

消防団を地域防災力の中核と位置付ける「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が平成 25 年 12 月に施行された。

3 事業内容

(1) 教育隊の設置

各区支団本部内に、救助救急活動及び関係資機材の使用方の指導にあたる教育隊を創設



(2) 救急救助資機材の配備

チェーンソー、可搬ウインチ、AED 等消防庁告示基準に則った資機材を 2 か年で全 81 分団へ配備

(3) 活動服の整備

消防庁告示基準の活動服を消防団員へ配備

4 事業費 346,430 千円(財源: 県 27,767 千円)

※消防団員報酬 107,629 千円、消防団員出動等活動事業 155,130 千円、

消防団員被服整備事業 27,869 千円、消防団資機材整備事業 55,802 千円の合計

- ・旅費 155,078 千円(災害出動、訓練旅費、操法大会等)
- ・報酬 107,629 千円(消防団員に対する年報酬)
- ・備品購入費 83,359 千円(チェーンソー、可搬ウインチ、AED 等救助資機材、活動服等)
- ・需用費 312 千円(可搬ポンプ修繕費、訓練用資材等)
- ・その他 52 千円(県消防学校消防団専科教育負担金)

津波対策事業

危機管理監危機管理課(電話:457-2537)

1 目的

静岡県第4次地震被害想定を踏まえ、津波による人的被害を最小限にすることを目的として、浜松市沿岸域の防潮堤整備に使用する土砂の確保等を行う。

2 事業内容

(1) 防潮堤土砂確保 958,298千円

ア 土砂掘削・破砕業務委託

防潮堤整備事業のCSG材として使用する土砂の掘削・破砕(平成29年度搬出量 47万m³)

イ 固定式土砂破砕プラント修繕工事

固定式土砂破砕プラントの故障や磨耗による部品交換等

ウ 法面防災工事、立木伐採業務等関連工事

土砂採取で発生した仮設法面保護工事、土砂採取に必要となる既存樹木の伐採等

(2) 津波避難施設の整備及び維持管理 23,434千円

ア 津波避難施設等整備事業費補助金

民間の企業、団体、ビル所有者等が対象区域において地域住民のために津波避難施設の整備を行う場合に整備費の一部を助成

イ 津波避難施設等の維持管理

津波避難施設の維持管理、津波監視カメラ保守点検等

(3) 地区の津波避難計画作成経費 6,442千円

津波浸水想定区域内の自治会単位の津波避難計画策定に対するコーディネーター派遣等支援(平成29年度策定予定 12自治会)

(4) 防潮堤資料室維持管理、市民啓発等 3,415千円

3 事業費 991,589千円(財源:県 12,147千円、基金繰入金 794,491千円)

- ・委託料 854,881千円(土砂掘削・破砕業務、地区津波避難計画作成等)
- ・工事請負費 113,176千円(固定式土砂破砕プラント修繕工事法面防災工事等)
- ・負担金補助及び交付金 20,000千円(津波避難施設等整備事業費補助金)
- ・その他 3,532千円(防潮堤資料室維持管理、市民啓発等)

防災学習施設整備事業

危機管理監危機管理課(電話:457-2537)

1 目的

災害に強いまちづくりの実現に向けた防災学習の充実などの環境づくりのため、閉校となる小学校を活用して、防災学習施設を整備する。

2 背景

- ・東日本大震災において、岩手県釜石市のように、日頃の徹底した防災教育により、学校にいた全ての児童・生徒が生き抜いた地域があったことから、改めて防災教育の重要性が認識された
- ・大規模災害時の復旧作業を円滑にするため、他都市応援職員の活動拠点の整備が課題となっている

3 事業内容

平成 28 年度末閉校の北小学校（中区山下町）を防災学習施設へ改修
(平成 30 年 12 月供用開始予定)

防災学習施設の機能

平常時	災害時
<ul style="list-style-type: none">・防災教育のための学習・体験施設・食料や資機材などの備蓄施設・地域の交流活動拠点	<ul style="list-style-type: none">・地域住民の緊急避難場所、避難所・他都市からの応援職員等の活動拠点

(1) 校舎の改修等 255,507 千円

- ・校舎東棟 1 階から 3 階を防災学習施設へ改修
- ・校舎北棟東側を防災備蓄倉庫として改修
- ・プールを解体して駐車場として整備
- ・防災対応トイレの整備
- ・グラウンド西側に大型バス 2 台分を含む駐車場整備（平成 29 年度は設計のみ）

(2) 西側駐車場及び進入路整備工事 26,382 千円

国道 152 号からの西側入口（大型バス乗入口）整備予定箇所の河川改修工事

(3) その他の経費 171 千円

4 事業費 282,060 千円（財源：国 140,913 千円、市債 133,800 千円）

- ・工事請負費 266,700 千円（施設整備工事、進入道路工事）
- ・委託料 15,127 千円（工事監理）
- ・その他 233 千円（完了検査手数料等）

5 債務負担行為

- ・事項 防災学習施設内装・展示整備業務委託費
- ・期間 平成 29 年度から平成 30 年度まで
- ・限度額 99,917 千円

県費負担教職員権限移譲関係

学校教育部教職員課(電話:457-2414)

財務部財政課(電話:457-2271)

1 目的・背景

平成26年5月に成立した、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に伴い、個人住民税所得割2%相当額を税源移譲することで、県費負担教職員の給与等の負担、定数の決定等に係る事務・権限が道府県から政令指定都市へ移譲されることが決定し、平成29年4月に施行される。

2 移譲される事務・権限

権限等	平成28年度まで	平成29年度以降
給与等の負担	道府県	政令指定都市
勤務条件の決定		
教職員定数の決定		
学級編制基準の決定		
教職員の任免・懲戒等	政令指定都市	

3 移管人数・事業費

(1) 教職員 4,124人

・ 正規、再任用フルタイム 3,895人、再任用短時間 16人、非常勤講師等 213人

(2) 事業費 361億円

・ 給与等 359億円、旅費 2億円

4 財源措置

歳出	移管教職員給与費等 361億円		
歳入	義務教育費 国庫負担金等 (補助率1/3) 85億円	分離課税所得割交付金1.3億円 道府県民税所得割臨時交付金152.7億円 (個人市民税所得割額2%相当) ※平成29年度は交付金措置	地方財政措置 (普通交付税、 臨時財政対策債等)

コミュニティ・スクール推進事業

学校教育部教育総務課(電話:457-2401)

1 目的

第3次浜松市教育総合計画に基づき、地域とともにある学校づくりを目指すため、学校・地域・保護者が連携し学校運営を進める仕組みであるコミュニティ・スクールについて検証を行う。

2 背景

- 平成16年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、学校運営協議会制度が導入されたことを受け、国ではその設置推進を図っている
- 平成27年12月の中央教育審議会答申では、各市町の教育委員会が積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくよう、制度的位置付けを検討することとしている

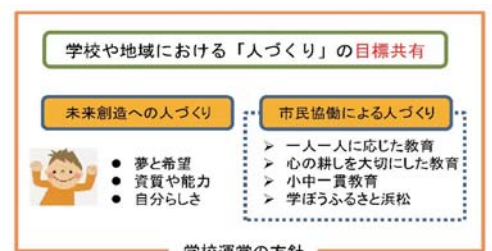
3 事業内容

- 推進モデル校による学校運営協議会の運営方法に関する検証等(平成28年度モデル4校、平成29年度は新たに4校追加)
- コミュニティ・スクール導入に向けた意識の醸成を図るための教職員研修の実施(全校対象)
- 導入方針及び運営方法に関する先行事例を研究するための視察(推進モデル校教職員)

4 事業費 1,606千円(財源:国 535千円)

- 報償費 1,029千円(推進モデル校運営協議会
委員謝金)
- 需用費 277千円(周知リーフレット作成)
- その他 300千円(先進地視察等)

推進モデル校による学校運営協議会のイメージ



学校運営の方針



> 地域コーディネーターは、学校運営協議会に参画し、学校や地域の「人づくり」に関するニーズを把握する。

放課後児童会の定員拡大

学校教育部教育総務課(電話:457-2401)

1 目的

児童の放課後の安全・安心を確保するため、放課後の子供たちの居場所の環境整備を行う。

2 背景

- ・核家族化や女性の社会進出、子どもを取り巻く環境の変化などにより、放課後児童会への入会を希望する児童は増加傾向にある
- ・子ども・子育て支援新制度の施行により、平成27年度から対象児童を小学3年生までから6年生までに拡充している
 - ・待機児童数等の推移

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28
箇所数	105	107	109	114	120	123
定員数(人)	4,365	4,485	4,600	4,810	5,432	5,713
待機児童(人)	81	36	95	116	311	377

3 事業内容

(1) 平成29年度の状況

- ・放課後児童会 134か所(平成28年度:123か所)11か所増、定員764人増
- ・民間放課後児童クラブ 3か所(平成28年度:5か所)
- ・放課後の子供たちの居場所づくり 6か所(平成28年度:6か所)

(2) 平成30年度に向けた施設整備

- ・学校用地内への専用施設の整備 中部学園 定員80人

4 事業費 738,663千円(財源:国 231,059千円、県 227,931千円)

※放課後児童会運営支援事業 656,197千円及び

放課後児童会施設整備事業 82,466千円の合計

- ・負担金補助及び交付金 260,440千円(放課後児童会運営費補助)
- ・委託料 185,644千円(放課後児童会健全育成業務委託等)
- ・報償費 175,579千円(支援員謝礼等)
- ・工事請負費 83,929千円(施設整備工事費等)
- ・その他 33,071千円(建物借上料等)

学校事務センターの設置

学校教育部教職員課(電話:457-2414)

1 目的

- ・権限移譲に伴い増加する事務の対応及び学校事務の効率化を図るため、小中学校事務職員の配置を見直し、学校事務の一部を集中処理する学校事務センターを設置する
- ・学校事務の効率化により権限移譲後の円滑な事務体制の構築及び教員の事務負担軽減を図る

2 背景

- ・平成29年4月に県費負担教職員に係る事務・権限が指定都市へ移譲される
- ・家庭や地域の変容に伴う学校へのニーズの多様化などにより、教員の多忙化が全国的な課題となっている

3 事業内容

(1) 設置場所・人員

- ・設置場所 小中学校の事務室、職員室等
- ・設置数 8か所(積志小、雄踏小、二俣小、南部中、富塚中、可美中、浜北北部中、細江中)
- ・配置人員 36人(現在の学校事務職員の総数内での配置換えにより1箇所当たり3~5人配置)

(2) 業務内容

- ・教職員の服務報告処理、諸手当の確認
- ・報酬、賃金、旅費の支給
- ・学校事務の支援、指導 等

(3) 事務再編・効果

- ・権限移譲に伴う移管教職員に係る事務などの集中処理による効率化
- ・教員の事務負担を軽減し、教員が子どもと向き合う時間などを確保

4 事業費 8,313千円

※学校情報技術環境整備事業1,145,433千円の一部、教職員管理運営経費13,614千円の一部、小学校運営事業1,051,264千円の一部、中学校運営事業642,832千円の一部の合計

- ・使用料及び賃借料 2,964千円(パソコン関連機器リース料等)
- ・役務費 2,927千円(電話料、光回線使用料)
- ・その他 2,422千円(事務費)

就学相談員配置事業

学校教育部教職員課(電話:457-2414)

1 目的

就学支援に係る調査を行う専門の就学相談員を配置することにより、より充実した就学支援の体制を整備する。

2 背景

- ・浜松市就学支援委員会規則により、小学校入学前の幼児（新学齢児）及び小中学校在学中の児童生徒の発達程度、障害の現状、必要としている支援等を調査するために、就学支援委員会の委員長は、関係機関の職員を専門調査員として指名している
- ・現在、新学齢児を対象とした調査については、発達支援学級、通級指導教室等を担当する教員が専門調査員を兼任して実施している
- ・近年、就学教育相談件数が増加しており、より充実した支援体制が必要である

3 事業内容

(新規)

就学相談員5人を教育委員会に配置し、専門調査員として下記の業務を行う。なお、下記業務の結果に基づき、浜松市就学支援委員会は、就学教育相談の対象となった新学齢児の課題と必要な支援の内容を検討し、保護者に対して就学先を提案する。

- ・新学齢児を対象とした専門調査（5月～6月）
 - ・専門調査員が、幼稚園、保育園等を訪問し、新学齢児の発達程度や生活の様子等を調査
- ・就学教育相談の実施（8月～11月）
 - ・保護者からの申込みを受け、就学教育相談を実施
 - ・相談時には、新学齢児の発達にかかる検査を実施

4 事業費 6,960千円

※発達支援教育推進事業（教育指導費）16,752千円の一部

- ・報償費 6,960千円（就学相談員謝礼）

スクールソーシャルワーク事業

学校教育部指導課(電話:457-2411)

1 目的

家庭環境等の問題を抱えた児童生徒や保護者に対し、多様な支援方法を用いて課題解決を図るため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカー(以下、「SSW」という。)を小中学校に配置・派遣する。

2 背景

- ・支援児童生徒数は増加傾向
- ・SSW1人あたりの支援児童生徒数の増加及び継続的な支援を要する案件の増加

3 事業内容

(1) 概要

児童生徒が抱える諸問題の早期解決及び未然防止のためSSWを配置、派遣

・事務局派遣型

教育委員会に配置し、全体統括及び学校派遣

・拠点校派遣型

市内小学校に配置し、近隣校へ派遣

(2) 人員配置 11人(平成28年度:10人)

社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者で、業務経験のある者を優遇

- ・事務局派遣型 1人(平成28年度:1人)

社会福祉士

- ・拠点校派遣型 10人(平成28年度:9人)

4 事業費 37,120千円(財源:国 12,373千円)

- ・報償費 36,912千円(謝礼)
- ・その他 208千円(傷害保険等)

スクールカウンセリング事業

学校教育部指導課(電話:457-2424)

1 目的

いじめや不登校等の児童生徒やその保護者等の悩みに対応するため、スクールカウンセラーを市立全小中学校・市立高校に配置・派遣する。また、児童生徒の非行・問題行動等の早期発見や緊急時の対応等を行うため、生徒指導推進協力員を学校に派遣する。

2 背景

- ・いじめや不登校など相談件数が増加傾向

3 事業内容

(1) スクールカウンセラー 63 人工 (平成 28 年度 : 62 人工)

- ・児童生徒や保護者の悩みに対応するためのスクールカウンセラーの配置
- ・派遣回数
 - ・市立小学校 1 校あたり年間 18 回～27 回
 - ・市立中学校 1 校あたり年間 36 回
 - ・市立高校 年間 36 回
- ・学校規模や対応件数により、1 回あたり 3 時間～6 時間程度カウンセリングを実施

(2) 生徒指導推進協力員 1 人 (平成 28 年度 : 1 人)

生徒指導体制を支援するため、市立小中学校等に派遣

4 事業費 101,632 千円 (財源 : 国 33,871 千円)

- ・報償費 100,680 千円 (謝礼)
- ・役務費 952 千円 (傷害保険等)

教育指導支援員等配置事業一覧

学校教育部教職員課(電話:457-2414)

学校教育部指導課(電話:457-2411)

こども家庭部幼児教育・保育課(電話:457-2118)

1 目的

子ども一人一人にきめ細かな指導・支援を実施し、学校生活への円滑な適応を図るため発達支援教育指導員、スクールヘルパー及びキッズサポーターなどの教育指導支援員等を配置する。

2 事業内容・事業費 527,241千円

事業名(支援員名)		内容	平成29年度		(参考)	
			配置人数(人)	事業費(千円)	28年度配置人数	増減
(1) 発達支援教育指導員等配置事業(教職員課)			203	157,214	195	8
小学校	スクールヘルパー	発達学級又は通常の学級に在籍する学習上困難を示す児童に対して、日常生活の指導・補助を行う	91	65,564	88	3
	発達支援教育指導員	通常の学級に在籍する発達障害の児童に対して、取り出し指導を行う	55	46,975	52	3
中学校	スクールヘルパー	発達学級又は通常の学級に在籍する学習上困難を示す生徒に対して、日常生活の指導・補助を行う	30	21,615	30	0
	発達支援教育指導員	通常の学級に在籍する発達障害の生徒に対して、取り出し指導を行う	27	23,060	25	2
(2) 学校教育指導支援員配置事業(教職員課)			283	187,031	299	16
小学校	学校図書館補助員	学校図書データベース化し、学習情報センター・読書センターとしての機能の充実を図る	96	42,279	100	4
	小学校学習支援員	ティームティーチングを行い、学力向上を図る	105	86,878	110	△ 5
	複式学級等指導支援員	教科指導を行い、複式学級の教育の充実を図る	11	13,147	15	△ 4
	小学校指導支援員	指導上の諸問題により緊急対応を要する学校において、早期解決の支援・学校環境の確保を行う	2	2,412	4	2
中学校	学校図書館補助員	学校図書データベース化し、学習情報センター・読書センターとしての機能の充実を図る	48	21,139	48	0
	養護教諭補助員	生徒への健康管理・保健管理及び保健学習等について養護教諭の指導補助を行う	13	11,279	13	0
	中学校指導支援員	指導上の諸問題により緊急対応を要する学校において、早期解決の支援・学校環境の確保を行う	8	9,897	9	1
(3) 不登校児支援推進事業(指導課)			2	1,556	2	0
中	校内適応指導教室支援員	集団への不適応や登校意欲はあるが学級に入れない生徒に対する適応指導、学習指導を行う	2	1,556	2	0
(4) 理科支援員配置事業(指導課)			96	32,640	99	3
小	理科支援員	3~6年生の理科授業における観察・実験活動を支援する	96	32,640	99	△ 3
(5) 外国人子ども教育支援推進事業(指導課)			40	36,720	40	0
小中	外国人児童生徒就学サポーター	外国人児童生徒に対する適応指導、学習支援及び保護者との連絡調整(通訳・翻訳)を行う	40	36,720	40	0
(6) 市立幼稚園教育指導支援員配置事業(幼児教育・保育課)			156	112,080	156	0
幼稚園	キッズサポーター	障害児在籍:個々の成長に合わせたきめ細かな教育を行う	119	84,258	119	0
		外国人園児:日本人園児との集団生活のサポートと、その後の小学校就学に向けて支援する	19	13,453	19	0
		複式学級:個々の成長に合わせたきめ細かな教育を行う	5	3,540	5	0
		預かり保育:幼稚園教育を希望する保護者の子育て支援の充実を図る	13	10,829	13	0
合計			780	527,241	791	11

理科支援員配置事業

学校教育部指導課(電話:457-2411)

1 目的

理科授業における観察・実験活動の充実、教員の授業力向上及び理系学力の向上を図る。

2 背景

- ・平成 23 年度より全面実施された現行学習指導要領により、理科授業における実験等の実践教育が重視されている
- ・平成 24 年度より理科支援員を配置し、段階的に拡充、平成 27 年度に全校配置を実現した

3 事業内容

(1) 支援員配置計画

- ・配置校数 市立全小学校に理科支援員を配置
- ・配置時間 1 学級あたり 60 時間程度 (平成 28 年度 : 60 時間程度)
- ・配置対象学年 小学 3 年生から 6 年生まで

(2) 支援内容

- ・理科支援員 96 人 (企業技術経験者、研究機関研究職経験者、教員免許所持者等)
 - ・観察、実験活動時の実験器具などの取扱方法を支援
 - ・観察、実験活動の準備、整理
- ・理科支援員コーディネーター1 人 (支援員の総括)
 - ・理科支援員に対し、観察・実験活動の進め方を指導・助言
 - ・理科教育に使用する特別教室の環境整備に対する支援
 - ・観察、実験活動に用いる教材開発

4 事業費 34,427 千円 (財源 : 国 10,981 千円)

- ・報償費 32,640 千円 (謝礼)
- ・その他 1,787 千円 (傷害保険、実験用具等)

〈新規〉 やらまいか教育推進事業

学校教育部指導課(電話:457-2411)

1 目的

市民協働による学校教育の充実発展を図るとともに、本市の子供たちがより一層「浜松の良さ・強み」を感得し、将来、自分らしさを発揮しながら、浜松を支え、活躍する人材となることを目指す。

2 背景

第2次浜松市教育総合計画で、子供が地域の「ひと・もの・こと」に学ぶ「学ぼう ふるさと浜松」の推進を行ってきた。その中で、一部の学校で模擬会社を設立するなどの取組を行っており、更なる「浜松市の良さ・強み」を生かした教育を推進する。

3 事業内容

(1) 活動内容

浜松の良さ・強み	内 容
豊かな歴史・文化と環境	ア 豊かな歴史と多彩な文化 (家康、直虎、浜松まつり、田楽等伝統芸能)
	イ 山、海、川の恵みを楽しむ自然環境と都市機能が共存
	ウ 地理的・環境的優位性 (国土の中央、国内有数の日照時間)
進取の気質とものづくり文化	ア 市民に根付く「やらまいか」精神
	イ 世界的企業の発祥の地
	ウ 多くの企業・大学が存在

- ・実体験により地域の良さを知り、郷土愛を醸成する活動 (良さ・強み①)
- ・起業家教育を通して、やらまいか精神を醸成する活動 (良さ・強み②)

(2) 活動校の決定

- ・浜松市立小中学校に対し、企画を募集
- ・企画書をもとに教育委員会で協議し、実施校を10校選定

4 事業費 2,000 千円

- ・需用費 2,000 千円 (200 千円×10 校=2,000 千円)

発達指導支援員等配置事業

学校教育部教職員課(電話:457-2414)

1 目的

発達障害等により学習、生活上困難を示す児童生徒に対し指導及び補助を行うことにより、発達支援教育の一層の充実を図る。

2 背景

通常学級に在籍する児童生徒であっても、発達障害等により学習、生活上困難を示す児童生徒が多数存在しており、特別な支援を行う必要がある。

3 事業内容

(1) 発達支援教育指導員 82人 70,035千円(平成28年度:77人)

- ・通常の学級に籍を置く児童・生徒を対象に、取り出し授業を行う発達支援教室に配置
- ・教員資格を持つ指導員が学習指導を行う
- ・発達支援教室 82教室 小学校55教室、中学校27教室
(平成28年度:77教室 小学校52教室、中学校25教室)

(2) スクールヘルパー 121人、87,179千円(平成28年度:118人)

- ・発達学級、通常の学級に在籍する生活上困難を示す児童・生徒に対して、日常生活の指導・補助を行うため配置
- ・小学校91人、中学校30人(平成28年度:小学校88人、中学校30人)

4 事業費 157,214千円

※(小)発達支援教育指導員等配置事業 112,539千円及び

(中)発達支援教育指導員等配置事業 44,675千円の合計

- ・賃金 157,214千円

学校建設事業一覧

学校教育部学校施設課(電話:457-2403)

1 目的

児童・生徒の安全を確保するとともに、子どもたちに良好な学習環境を提供するため、市立小中学校について、老朽化や児童・生徒等を勘案し、計画的に建設・改修を進める。

2 事業内容・事業費

(単位:千円)

事業名(学校名)	平成28年度 2月補正	平成29年度	計	事業内容等
(1)小学校建設事業	-	151,059	151,059	
船越小学校		82,048	82,048	・改築工事等(平成32年度まで) ・平成29年度 実施設計
可美小学校		40,009	40,009	・校舎改築工事(平成33年度まで) ・平成29年度 基本設計
内野小学校		20,604	20,604	・仮設校舎建物借上
元城小学校		6,360	6,360	・解体工事(平成30年度まで) ・平成29年度 実施設計
龜玉小学校		1,400	1,400	・耐力度調査
事務費		638	638	
(2)小学校規模適正化事業	-	644,306	644,306	
中部中学校区小中一貫校		644,262	644,262	・小中一貫校整備工事(平成29年度まで) ・平成29年度 旧校舎解体工事等
事務費		44	44	
(3)中学校建設事業	3,657,145	666,327	4,323,472	
浜名中学校	2,710,462	456,079	3,166,541	・校舎移転改築工事(平成30年度まで) ・平成29年度 改築工事等
江西中学校	946,683	139,387	1,086,070	・校舎改築工事(平成30年度まで) ・平成29年度 改築工事等
蜷塚中学校		35,142	35,142	・校舎改築工事(平成29年度まで) ・平成29年度 改築工事等
春野中学校		23,682	23,682	・旧体育館解体設計、工事
北浜中学校		11,802	11,802	・校舎大規模改造工事(平成31年度まで) ・平成29年度 実施設計
事務費		235	235	
合計	3,657,145	1,461,692	5,118,837	

※平成28年度2月補正

- ・国の平成28年度2次補正予算対応、繰越明許費
- ・追加補正分のみ(執行差金は含まない)

学校教育環境の向上

学校教育部学校施設課(電話:457-2403)

学校教育部市立高校(電話:453-1105)

1 目的

子供の学習意欲の向上、学習内容へのより深い理解、安心して快適な学校生活のため、授業環境及び学校生活環境を整備する。

2 背景

- ・新学習指導要領(小学校平成32年度、中学校平成33年度実施予定)において、子供たちが自らの課題を主体的・協働的に解決する活動が重視され、実物投影機を用いたプレゼンテーション等の授業を今以上に推進していく必要がある
- ・一般家庭への洋式便器の普及により、学校生活において和式便器を使用できない児童・生徒及び障がい等により和式便器の使用が困難な事例が生じている
- ・公共施設においては、積極的にLED化を進めている

3 事業内容・事業費

(1) 実物投影機の配置

ア 配置台数

- ・小学校29校(154台)、中学校1校(18台)

イ 事業費 10,970千円

学校情報技術環境整備事業1,145,433千円の一部

- ・備品購入費 10,970千円

(2) 洋式トイレの整備

ア 整備台数

- ・小学校44校(121基)、中学校26校(71基)

イ 事業費 78,000千円

小学校施設整備事業835,756千円の一部、中学校施設整備事業390,831千円の一部

- ・小学校 工事請負費 49,000千円
- ・中学校 工事請負費 29,000千円

(3) 市立高校校内照明LED化

ア 設置箇所

- ・1～3年生普通教室30教室及び職員室

イ 事業費 1,806千円

市立高校管理運営経費106,145千円の一部

- ・使用料及び賃借料 1,274千円
- ・委託料 532千円

主権者教育関連事業

学校教育部市立高校(電話:453-1105)

1 目的

高校生が実践的に行政や議会等の仕組みを学ぶことを通して、浜松市政を身近に感じることで、民主主義の担い手を育てていく。

2 背景

平成 28 年度から実施された選挙権年齢引下げを踏まえて、高校生の政治や選挙に関する関心を高め、知識を身につけさせるため、学校において政治的教養をはぐくむ教育の推進が求められている。

3 事業内容

学年毎にテーマを決め、高校生の市議会理解を深める

(1) 1 年生 テーマ：議会見学により議会活動を学ぶ

- ・市議会本会議、常任委員会等の傍聴
- ・地方自治について身近な素材で基礎知識を学ぶ授業

(2) 2 年生 テーマ：浜松市の課題を探る

- ・浜松市の施策について 3~5 つのテーマを設定し、現状把握及び課題解決のためのワークショップを開催

(3) 全学年 テーマ：公職選挙法、選挙のルールを学ぶ

- ・生徒会選挙の際に、高校生が陥りやすいルール違反を紹介し公正な選挙運動、投票行動を公職選挙法を基準に説明
- ・代表クラスによる模擬投票を実施

4 事業費 950 千円

※市立高校教育事業 17,174 千円の一部、市立高校管理運営経費 106,145 千円の一部及び
学校施設整備事業 73,775 千円の一部の合計

- ・工事請負費 500 千円 (ネットワーク配線等の敷設)
- ・使用料及び賃借料 200 千円 (インターネット環境の整備)
- ・その他 250 千円 (講師謝礼等)

浜松市版「防災ノート」作成事業

学校教育部保健給食課(電話:457-2422)

1 目的

浜松市の小中学校における防災教育の充実により、子供たちの確かな防災・減災力を育成し、災害発生時の速やかな避難、適切な行動による減災を図る。

2 背景

本市は、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されていることから、他地域に比べて防災意識の高揚、義務教育からの防災教育が必要不可欠である。

3 事業内容

(1) 浜松市版「防災ノート」作成

児童生徒の発達段階に応じて次の4区分を作成し、全児童生徒及び指導者に配布

- ・ 小学校低学年 14,600部 基本的な身の守り方及び危険予測・危険回避能力の習得
- ・ 小学校中学年 14,700部 様々な自然災害における危険予測と具体的な避難行動の習得
- ・ 小学校高学年 15,300部 情報を活用した危険予測と危険回避行動の習得、自助・共助に関する意識の向上
- ・ 中学校 20,800部 小学校の学習をベースに、自助・共助の両面から地域の一員として自分ができることに関する思考の拡張・深化

(2) 防災ノート活用の補助教材用ワークシート及び指導書の作成

防災ノート作成検討会議において、補助教材用のワークシートや指導者が活用する実効性のある指導書を作成する。

4 事業費 5,521千円

※学校安全事業12,626千円の一部

- ・ 需用費 5,300千円 (防災ノート印刷製本費)
- ・ その他 221千円 (視察旅費等)

介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険事業特別会計）

健康福祉部介護保険課（電話：457-2862）

高齢者福祉課（電話：457-2361）

健康増進課（電話：453-6130）

1 目的

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「新総合事業」という。）に取り組むことにより、介護保険の要支援者等に対する支援について、地域の実情に応じて多様な主体が参画し、効果的・効率的な支援を実現することで、介護予防・重度化予防を目指す。

2 背景

- ・平成 26 年 6 月、地域包括ケアシステムづくりの推進（介護サービスの見直し）、持続可能な介護保険制度の構築（費用負担の見直し）を目的として介護保険法改正
- ・要支援者（要支援 1・2）を対象とした「介護予防給付（訪問介護・通所介護）」及び「介護予防事業」を見直し、平成 29 年 4 月までに新総合事業に移行することが求められた
- ・新総合事業では、指定を受けた事業所が行う現行相当のサービスに加え、緩和した基準によるサービス、住民主体によるサービスを提供することができる

3 事業内容

（1）現行の介護予防給付（訪問介護・通所介護）は新総合事業の介護予防・生活支援サービス事業へ移行して実施

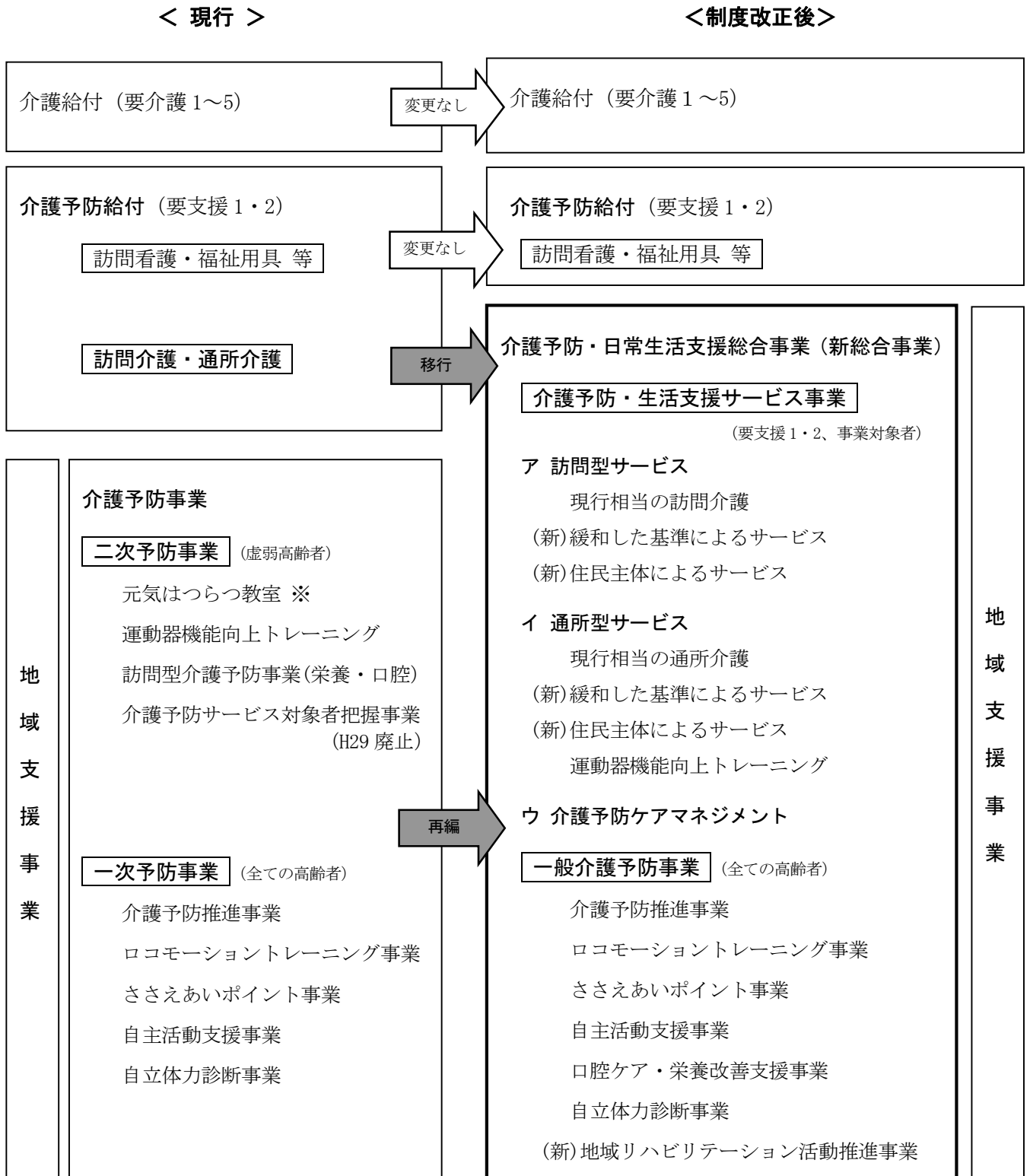
- ア これまでのサービスと同様の訪問型サービス・通所型サービス
- イ 人員基準等を緩和した訪問型サービス・通所型サービス
- ウ 住民主体による生活援助等のサービス

（2）現行の介護予防事業は、一部見直しのうえ新総合事業の介護予防・生活支援サービス事業および一般介護予防事業へ再編し実施

4 事業費 1,775,062 千円

（財源：国 436,064 千円、県 218,032 千円、繰入金 219,550 千円、支払基金 488,393 千円）

【参考】本市の新総合事業の構成図



※ 現行の「元気はつらつ教室」は、「イ通所型サービス (緩和した基準によるサービス)」に移行する。

自立体力診断事業（介護保険事業特別会計）

健康福祉部高齢者福祉課（電話：457-2361）

1 目的

健康寿命の延伸を図るため、高齢者に対する「自立体力診断」による実年齢と体力年齢の見える化により、自身の加齢による自立体力の衰えに気づき、ロコモーショントレーニングへの参加など、介護予防や健康づくりに積極的に取り組むきっかけを提供する。

2 背景

男女ともに平均寿命が 80 歳を超え、退職後の人生をいかに自立して生活を送るかが課題となり、心身の健康はもちろん体力の保持も重要な要素となる。

3 事業内容

（1）概要

- ・自立体力診断から体力年齢を客観的に評価し、生活習慣を振り返るとともに、ロコモーショントレーニングなどの介護予防事業を案内し、継続的に取り組む動機付けとする
- ・自立体力診断の担い手となる健康づくりトレーナーとロコトレ普及員の両方の資格を有する人材を育成し、ロコトレ団体の活動支援や、地域の介護予防活動の普及啓発を推進する
- ・健康の維持増進、介護予防を目的とした講演会を開催し、意識啓発を図る

（2）対象

- ・65 歳以上の市民

（3）実施数

- ・自立体力診断：2,000 人 ※平成 28 年度の 1,000 人から拡充
- ・健康づくりトレーナー養成：60 人
- ・講演会：2 回

4 事業費 8,420 千円

（財源：国 2,105 千円、県 1,052 千円、繰入金 1,052 千円、支払基金 2,358 千円）

- ・委託料 8,420 千円（自立体力診断業務委託等）

ロコモーショントレーニング事業（介護保険事業特別会計）

健康福祉部高齢者福祉課（電話：457-2361）

1 目的

高齢者のロコモティブシンドローム（運動器症候群）を予防する体操として、椅子を利用したスクワットや開眼片足立ちなどの運動「ロコモーショントレーニング（通称：ロコトレ）」を普及し、介護予防事業を推進することで健康寿命の延伸を目指す。

2 背景

- ・要支援・要介護者認定者は、要介護1の軽度な人を中心に増加傾向
平成26年：33,440人 → 平成37年推計：42,720人
- ・生活機能が低下しはじめた高齢者に対し、要介護状態となる前にいち早く介護予防事業へ参加誘導することが重要かつ効果的である

3 事業内容

（1）ロコモ指導員養成

ロコモ普及員の養成やロコトレの指導にあたるロコモ指導員の養成 30人

（2）ロコモ普及員養成

地域で実際にロコトレの普及・実践にあたるロコモ普及員の養成 300人

（3）サロン型ロコトレ事業

自治会の集会場等、自宅から通える場所でロコモ普及員の指導によるロコトレの実施

349会場 7,000人

（4）ロコトレ普及啓発事業

対象者・実施方法を問わない講座等によるロコトレの普及、デイサービス等のメニューに新たに取り入れて普及を拡大

デイサービス等での取組 3,000人参加目標

4 事業費 58,356千円

（財源：国 14,589千円、県 7,294千円、繰入金 7,294千円、支払基金 16,340千円）

- ・委託料 56,372千円（サロン型ロコトレ事業業務委託等）
- ・需用費 1,100千円（ロコトレ手帳、普及員テキスト等）
- ・その他 884千円（理学療法士謝礼等）

中央卸売市場青果買荷積込所新築工事（中央卸売市場事業特別会計）

産業部中央卸売市場（電話：427-7402）

1 目的

青果物の安全かつ効率的な流通を確保するため、買荷積込所の施設整備をすることで、安全安心な青果物を消費者に提供する。

2 背景

- ・本市場は開設から 37 年が経過し、施設の老朽化が著しく、機能が低下している施設・設備の更新・改修工事が必要
- ・生産者からの品質管理の強化に対するニーズが高まっており、取扱物品の付加価値の向上と集荷力の強化のため、的確かつ速やかな対応が必要

3 事業内容・スケジュール

青果買荷積込所新築工事

- ・平成 28 年度：青果買荷積込所新築工事实施設計
- ・平成 29 年度：青果買荷積込所上屋 1,029 m²を青果棟北側の東西方向に整備
- ・平成 30 年度：青果買荷積込所上屋 1,029 m²を青果棟南側の東西方向に整備

4 事業費 123,429 千円（財源：国 35,693 千円、基金繰入金 87,736 千円）

※整備工事費 163,329 千円の一部

- ・工事請負費 121,049 千円（青果買荷積込所新築工事）
- ・委託料 2,140 千円（工事監理業務）
- ・役務費 240 千円（手数料）

5 債務負担行為

- ・事 項 青果買荷積込所新築工事費
- ・期 間 平成 29 年度から平成 30 年度まで
- ・限度額 179,135 千円

浜松医療センター新病院整備事業（病院事業会計）

健康福祉部病院管理課（電話：451-2772）

1 目的

地域から求められる公的医療を安定的、かつ、市民満足度を高いレベルで提供するため、「安全・安心な、地域に信頼される病院」を基本理念に、築後40年を経過した浜松医療センターの新病院を建設し、医療機能の充実を図る。

2 経緯

- ・新病院の基本理念、整備手法や建設規模等の検討を基に平成25年度に浜松医療センター新病院建設構想を策定し、平成26年度から地質調査、平成27年度から平成28年度にかけて基本設計、運営計画の策定を実施した
- ・平成28年12月には設計段階から施工者が関与するECI方式及びエネルギー供給の資金調達から設計・施工・管理までを長期間にわたって事業者が実施するエネルギーサービス事業の導入により、建設・維持コストの削減を図ることを決定した

3 事業内容・スケジュール

No.	項目	内容	事業費	スケジュール		
				H29	H30	H31
1 新病院実施設計関連						
	設計協力業務発注図書作成	ECI技術協力業務の仕様書等の作成業務委託	H29：21,600千円	→		
②	実施設計	新病院の詳細設計業務委託	債務負担行為 H29～H31 限度額：300,000千円	→	→	→
	技術協力業務受託者選定支援	施工予定者の選定支援業務委託	H29：5,000千円	→		
④	ECI技術協力	施工予定者による実施設計に対する技術協力業務委託	債務負担行為 H29～H31 限度額：10,000千円	→	→	→
⑤	その他調査	土壌汚染対策法に基づく土壌調査業務委託など	H29：50,328千円	→		
2 新病院準備工事						
①	非常用発電機設置	都市下水路移設により移転の必要が生じた非常用発電機の設置工事	債務負担行為 H29～H30 限度額：508,516千円	→	→	
②	駐車場整備	医師住宅1～3号棟跡地への新病院駐車場整備工事	H29：103,018千円 (企業債：103,000千円)	→		
3 新病院建設工事関連						
	エネルギーサービス事業	エネルギー供給設備の設置から維持管理までの包括業務委託	債務負担行為 H29～H49 限度額：文言設定		協定	→

4 事業費 179,946千円（財源：企業債 103,000千円、その他 76,946千円）

公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業の 準備支援業務（下水道事業会計）

上下水道部上下水道総務課（電話：474-7019）

1 支援を必要とする理由

平成 29 年 3 月に優先交渉権者を選定以後、平成 30 年 4 月の事業開始までに、本市と優先交渉権者との間では実施契約の締結等、事業開始に向けての優先交渉権者との調整や準備作業を進めることとなる。この作業においては、コンセッション方式の理解の深い、かつ、法律、会計等の専門知識を有する者の支援が必要となる。

2 支援の内容

- ・実施契約締結（準備含む）
- ・モニタリング方法・体制の整備（モニタリング基本計画、モニタリング実施計画の策定）
- ・要求水準書の作成
- ・SPC 設立にあたっての市側の検討業務 等

3 これまでの経緯

平成 28 年 2 月 29 日	実施方針公表、特定事業の選定
平成 28 年 5 月 31 日	募集要項等の公表
平成 28 年 8 月 16 日～8 月 23 日	参加資格審査書類及び提案概要書の提出
平成 28 年 8 月 30 日	参加資格審査結果の通知 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査結果の通知
平成 28 年 9 月～11 月	現地調査及び競争的対話の実施
平成 28 年 12 月 1 日～12 月 5 日	提案書類の提出

4 事業費 19,332 千円

- ・委託料 19,332 千円 契約支援業務
(SPC 設立、契約締結、モニタリングの詳細方法検討に係る支援等)

5 スケジュール

平成 29 年 3 月	優先交渉権者の選定、基本協定締結
平成 29 年 10 月	運営権の設定、実施契約締結
平成 30 年 4 月	コンセッション方式による事業開始（～平成 50 年 3 月）